

令和2年5月20日

自動車運送事業者 殿

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロの目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（令和元年5月31日付け岐運整第36号）を発出し、飲酒運転防止の徹底を要請してきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省へ報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（※）等を活用し、飲酒運転の防止について、改めて徹底するようお願いいたします。

※

国土交通省 自動車総合安全情報 事業用自動車の安全対策
～運転者に対する教育の概要～

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

URL : <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/instruction.html#press20120410>

QR コード



注：接続先に各モード別のマニュアルが掲載されています。